



## 「事実を認める」のか「争う」のかハッキリせよ！ 津崎・熊谷裁判第7回口頭弁論

津崎・熊谷裁判第7回口頭弁論が1月21日、大阪地裁で開廷されました。被告側の傍聴者は、JR総連3名をはじめとしたわずか8名でした。相変わらず津崎・熊谷両被告を支え、共に闘う姿勢は微塵も感じ取れません。

弁論では原告側から「前回被告代理人は『事実関係ではなく名誉毀損の該当性について争う』という趣旨の発言をした。しかし、その後に提出された書面（被告準備書面4など）で、いまだに多くの事実について『否認ないし争う』と主張し態度を翻した。」「事実について争うのか、争わないのか、ハッキリさせてほしい。」と訴え、また被告側の逃げを許さないため、証拠として提出した一つひとつの事実、及び求釈明に対して、認めるのか認めないのかを明確にするよう、裁判所に「訴訟指揮」を求めました。

裁判所は、原告側から多くの証拠書類が出されており、判決を出す際の事実認定において「（被告側の認否がどうであれ）裁判所は困らない」との見解を示しました。

また争点の絞り込みについて裁判所は、「一部の否認（JR総連執行委員会での報告内容など）はあるものの、基礎となる事実については原告側の証拠があるため、大きな問題にはならない」との認識を示しました。

今後は次回期日で原告側から「被告準備書面4」「熊谷被告準備書面」に反論する「準備書面」を提出し、争点整理を終了させる予定です。その後、いよいよ



証人尋問が行われ、被告津崎・熊谷両氏をはじめJR総連が、私たちを組織破壊者として除名に追い込むための嘘が白日の下に明らかにされます。

弁論終了後、本部は報告集会を開催し、被告らを更に追及して闘うことを全体で確認しました。次回第8回口頭弁論は4月22日に開廷されます。

津崎・熊谷両被告の逃げを許さず闘おう！